

公共工事の入札制度に関する意見

平成18年9月22日

福島県入札監視委員会委員長 清水修二



今般、福島県発注の公共工事をめぐる談合事件が発生し、逮捕者を出すに至っていることはまことに遺憾であり、入札監視委員会としても慚愧に堪えないところです。今回の問題は、本委員会の監視の方法に改善を要する点のあることを物語っておりますが、それとともに、現行の入札制度そのものにも改善・改革を加える必要があると考える次第です。

本県の公共工事の入札制度について、以下のような改善策を検討すべきであると考えます。福島県入札監視委員会設置要項第7条にもとづき、意見具申をいたします。

(1) 条件付き一般競争入札の一般的適用

WTO対象工事の「一般競争入札」を除き、工事規模の大小に関わらず「条件付き一般競争入札」とする。指名競争入札はその方法を問わず廃止する。

なお、一般競争入札には固有の実施上の困難も予想されるので、実施にあたっては綿密な研究・検討を行っていただきたい。

(2) 随意契約要件の厳格な適用

継続工事、特許技術、守秘義務等を理由とした随意契約の適用を、従来よりも厳格にし、随意契約の件数を大幅に縮減する。

(3) 地域要件の緩和

工事受注者の事務所の所在地を限定すること自体は否定されるべきではないが、その範囲を従来よりも拡大する。

(4) 最低制限価格の公表

入札の実施後に、最低制限価格を公表する。

(5) 郵便による入札または電子入札制度の導入

まずは郵便、さらにはインターネットによる入札を実施する。

(6) 入札に関する情報公開

当局は、県の公共工事に関する次のような情報を積極的に公開することとする。すなわち「工事種類別の落札率」「工事ごとの受注業者名」「随意契約とその事由」等。

(7) 入札制度改革検討委員会（仮称）の設置

公正かつ有効な入札制度について検討し改革案を策定する委員会を、第三者を加えた形で早急に立ち上げる。

なお、予定価格を算定する建設技術センターの業務内容の検証もなされる必要があると思われまます。

以上。